

サービス利用料金表

(1)介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕

利用単位	要介護1 652単位	要介護2 720単位	要介護3 793単位	要介護4 862単位	要介護5 929単位
加算	日常生活継続支援加算 46単位 看護体制加算(Ⅰ)口 4単位 看護体制加算(Ⅱ)口 8単位 夜勤職員配置加算(Ⅳ)口 21単位 栄養マネジメント強化加算 11単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位/月 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の8.3% 介護職員等特定処遇改善加算 所定単位数の2.7% 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.6%				
1. サービス利用料金	7,820円	8,537円	9,306円	10,034円	10,740円
2. 介護保険から給付される金額	7,038円	7,683円	8,375円	9,030円	9,666円
3. 自己負担額	782円	854円	931円	1,004円	1,074円

※介護職員処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の83が加算されます。
 ※介護職員等特定処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の27が加算されます。
 ※介護職員等ベースアップ等支援加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の16が加算されます。
 ※科学的介護推進体制加算(Ⅱ)は月50単位の算定のため、3の自己負担額(日額)には含まれておりません。
 ※おむつ代・お洗濯代は、介護保険の給付対象となっております。当施設が用意したおむつをご利用いただく際には、費用負担はありません。
 ※自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた金額となります。(表は1割負担額)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階		①居住費	②食費
第1段階	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	820円	300円
第2段階	世帯全員が市市民税非課税 預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円	820円	390円
第3段階①	預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円	1,310円	650円
第3段階②	預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円	1,310円	1,360円
第4段階	上記以外の方	3,060円	1,800円

※年金収入等…公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金
③電気代	冷蔵庫を含まない 500円/月 冷蔵庫を含む 1,000円/月
④貴重品の管理	無料
⑤特別な食事	実費
⑥レクリエーション・行事等	実費
外出支援費	敷地外への外出の付添い 1,500円/時間
⑦理美容費	実費
⑧日常生活用品	(詳細は別紙参照) 実費
⑩写真代	※CD-Rにコピーしてのお渡しとなります 150円/1枚
⑪コピー代	(カラーコピー A4 50円、A3 80円) 白黒 10円/1枚
⑫切手代	実費
⑬おやつ代	ご希望があった場合の提供となります 100円/1日

※費用負担が発生する行事及びクラブ活動等への参加は、ご契約者への意思確認の上行います。
 ご契約者本人の意思確認が困難な場合は、身元引受人等へ確認し同意の上行います。
 ※社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更内容及びその事由について、変更を行う1ヶ月前までにご契約者及び身元引受人等にご通知いたします。

【サービス利用料金 早見表】〔月額〕

自己負担額 + 居住費/食費 × 30日	(自己負担額)	要介護1 (26,478円)	要介護2 (28,899円)	要介護3 (31,499円)	要介護4 (33,955円)	要介護5 (36,340円)
第1段階	60,078円	62,499円	65,099円	67,799円	70,255円	72,640円
第2段階	62,778円	65,199円	67,799円	70,255円	72,640円	75,140円
第3段階①	85,278円	87,699円	90,299円	92,755円	95,140円	97,640円
第3段階②	106,578円	108,999円	111,599円	114,055円	116,440円	118,940円
第4段階	172,278円	174,699円	177,299円	179,755円	182,140円	184,640円
2割負担	198,755円	203,597円	208,798円	213,710円	218,480円	223,240円
3割負担	225,233円	232,496円	240,297円	247,664円	254,820円	262,080円

☆ 単位から利用料金を算出する計算方法

【例：要介護4 1割負担】

1. (862単位+46単位+4単位+8単位+21単位+11単位)×10.54(地域加算)=10034円(円未満切捨て)

2. 10034円×0.9(介護保険給付9割)=9030円(円未満切捨て)

3. 10034円(介護保険利用金額)-9030円(介護保険給付額)=1004円(1日あたりの自己負担額)

※介護職員処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の83が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の27が加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として上記の金額に総介護報酬の1000分の16が加算されます。

【加算の説明】 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

加算項目	内 容	単位数
日常生活継続支援加算	①算定日の属する月の前六月間又は前一二月間における新規入所者の総数のうち 要介護4～5の割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上 又は口腔内・鼻腔内気管カニューレ内部のたんの吸引・胃ろう・経鼻経管栄養を 必要とする者が利用者の15%以上いる場合 ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること	46/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士が80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合	22/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が60%以上配置されている場合	18/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が50%以上配置されている場合	6/日
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置していること	4/日
看護体制加算(Ⅱ)口	最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること 看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保していること	8/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	21/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること (夜勤体制加算(Ⅳ)が算定できない日に算定)	18/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の理学療法士等を1名以上配置 個別機能訓練計画に基づき計画的に訓練を行っている場合	12/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用をおこなっている場合に(Ⅰ)(Ⅱ)を算定	40/月
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合	120/日
外泊時加算	入院又は外泊された場合(1ヶ月に6日を限度)	246/日
初期加算	入居及び30日超の入院後の30日以内の期間	30/日
退所前訪問相談援助加算		460/回
退所後訪問相談援助加算	退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスにつ いて、相談援助を行った場合	460/回
退所時相談援助加算		400/回
退所前連携加算		500/回
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者50名(常勤栄養士を1名以上配置+給食管理等行なっている 場合は70名)で除した数値以上に配置している場合	11/日
経口移行加算	経管栄養者が経口による摂取へ移行する場合	28/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取において著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	400/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口摂取において摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	100/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合	90/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用をおこなっている場合	110/月
安全対策体制加算	研修を受けた担当者・安全対策部門が設置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合	20/回
再入所時栄養連携加算	退院時に施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合、医療機関の管理栄養士と連携 し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	400/回
療養食加算	①食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ②疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が 提供された場合	6/回
配置医師緊急時対応加算	急変に備え、配置医師の対応や方針を決め、早朝・夜間又は深夜に施設訪問・診療した場合 ①早朝・夜間(6時～8時・18時～22時) ②深夜(22時～6時)	650/回 1300/回
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	72/日 144/日 680/日 1,280/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	72/日 144/日 780/日 1,580/日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知度Ⅲ以上の入居者が5割以上、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上 の者が20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置、かつ認知症ケアに関することを職員 間で留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的に実施している場合	3/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の条件を満たし、認知症介護指導者修了者を修了した者を1人以上配置、かつ研修計画を作成し実施した場合	4/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生するリスクについて評価、褥瘡ケア計画を作成、3月に1回見直しを行う。	3/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に対して、褥瘡発生リスクのある利用者に褥瘡の発生が無かった場合	13/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつ介護を必要とする利用者の要介護状態を軽減できるような他職種で評価する	10/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の条件を満たし、改善と悪化予防が図られる、若しくはオムツ使用状況の改善があること	15/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)の条件を満たし、改善と悪化予防が図られ且つ、オムツ使用状況の改善があること	20/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身状況等に係 る基本的な情報を厚労省へ提出している場合に算定	40/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に対して、疾病の状況等の提出を行なった場合	50/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の8.3%)	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の2.7%)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の1.6%)	